

# 枚方市家具類固定器具等購入等補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 31 日制定  
枚 方 市 要 綱 第 49 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市家具類固定器具等購入等補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、家具類固定器具等を購入し、及び設置する者に対して交付することにより、大規模地震が発生した際の市民の死傷を防ぎ、並びに市民の防災意識の向上及び自助の取組を促進し、もって地域防災力の向上に資することとする。

## (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具類固定器具等 家具類固定器具、ガラス飛散防止フィルム及び感震ブレーカーをいう。
- (2) 避難行動要支援者世帯 枚方市避難行動要支援者名簿に登録されている者が属する世帯をいう。

## (補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申込みのあった日において本市に居住していること。
- (2) その属する世帯の世帯員のいずれもが補助金の交付を受けていないこと。

## (補助対象行為)

第 5 条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、家具類固定器具等を購入し、かつ、市内の住宅その他の建築物に設置する行為とする。

## (補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、家具類固定器具等の購入に要した費用（以下「購入費用」という。）の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と5,000円とのいずれか低い額を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が属する世帯が避難行動要支援者世帯に該当する場合は、購入費用及び家具類固定器具等の設置に要した費用（補助対象者が、家具類固定器具等の設置を事業者に依頼して行う場合に要した費用をいう。以下「設置費用」という。）の全額とする。ただし、購入費用は10,000円を、設置費用は11,000円を上限とする。

## (補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第 7 条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、申込みがあった日の翌日から起算して90日間とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和8年4月1日以後にされた補助対象行為について適用する。